附　則

この政令は、公布の日から施行する。

外務大臣　岸田　文雄
環境大臣　望月　義夫
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

社会資本整備審議会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年四月二十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百十八号

社会資本整備審議会令の一部を改正する政令

内閣は、国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

社会資本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表都市計画・歴史的風土分科会の項中「含む。）」の下に「、都市農業振興基本法（平成二十七年法律第十四号）」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年四月二十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百十九号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表二百十号の項の次に次のように加える。

二百十八号	延岡市北方町蔵田字小原辰四百二十一番四から同市高野町六十七番四十まで（同市北方町蔵田字小原辰四百二十一番四から同市北方町川水流字新地卯七百三十五番一を経て同市舞野町千四百六十九番十八までを除く。）

附　則

この政令は、平成二十七年四月二十九日から施行する。

国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

省　令

○外務省令第七号

外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）及び外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）を実施するため、外務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

外務省組織規則（平成十三年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項第一号中「グルジア」を「ジョージア」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○外務省令第八号

領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項及び第四項の規定に基づき、領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

領事官の徴収する手数料の額を定める省令（昭和二十七年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一中

グルジア	クロアチア
ラリ	クーナ
遺産の額の2／100	遺産の額の2／100
90	315
48	165
95	335
11	40
48	165
40	140
70	245
19	65
19	65
32	110
70	245
71	250
27	95
40	140
70	245
60	210
14	50
21	70
33	115

を

クロアチア	ジョージア
クーナ	ラリ
遺産の額の2／100	遺産の額の2／100
315	90
165	48
335	95
40	11
165	48
140	40
245	70
65	19
65	19
110	32
245	70
250	71
95	27
140	40
245	70
210	60
50	14
70	21
115	33

に改める。